

ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事仕様書

令和8年6月

ふじみ野市総務部危機管理防災課

第一 総則

1 工事名

ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事

2 目的

近年の本市における刑法犯認知件数の増加傾向に対し、街頭防犯カメラを市内に設置することにより犯罪を抑止し、市民が安全・安心に暮らせる犯罪のないまちづくりに資することを目的とする。

3 概要

設置する防犯カメラは、撮影した画像を防犯カメラ内SSD等の記録媒体に記録し、LTE通信及びインターネット回線により市役所内に設置した専用端末機器（ノートパソコン）から当該画像のダウンロード及び再生ができるとともに、防犯カメラの設置場所においても、無線LAN方式により専用端末機器へ当該画像を送信することができ、当該専用端末機器でその画像をダウンロード及び再生ができるものとする。

また、防犯カメラ本体の故障などにより起動状態が変化した場合や無線LANを利用し録画画像を取得した場合は、LTE通信により指定のクラウドサーバへ信号を送信するとともに指定メールアドレスに電子メールの発信等を行うことができる機能（以下「遠隔見守り機能」という。）をもつ防犯カメラ管理システム（以下「システム」という。）を整備する。

この仕様書における防犯カメラ機器とは、上記の事項を実現するために必要な全ての機器を示すものとする。

4 設置台数等

ふじみ野市内 防犯カメラ10台以上

ふじみ野市役所 専用端末機器1台

※防犯カメラの設置場所はふじみ野市内10カ所とし、契約時に発注者が指示するものとする。ただし、何らかの事由により発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。

5 設置期間等

契約締結後、令和8年10月31日までに設置及び動作確認を完了し、市の完了検査を受け、合格すること。

第二 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、ふじみ野市が発注する「ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 遵守すべき法令

受注者は、本設置工事を行うにあたり契約書、契約約款、本仕様書のほか、次の法令等を遵守するものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 道路法
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 日本工業規格（JIS）
- (5) 日本技術標準規格（JES）
- (6) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国交省）
- (7) 埼玉県防犯指針
- (8) ふじみ野市建築工事監督要綱
- (9) ふじみ野市情報セキュリティポリシー
- (10) その他関係法令、条例等

3 提出書類等

- (1) 契約締結後、ふじみ野市建築工事提出書類（建築・電気・機械）に掲げる書類を適宜提出し、発注者と協議すること。
- (2) 設置工事完了後、次の書類及び電子データを速やかに提出すること。
 - ア 完成図書（設置場所一覧表、位置図、詳細図、写真等）
 - イ 機器取扱説明書

4 関係機関との協議

受注者は、防犯カメラ設置工事を進めるうえで生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

5 各種手続

防犯カメラ設置工事に必要な官公署、権利者や電力会社等への手続きの一切は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、発注者が行う必要がある場合は、発注者受注者の協議により発注者が行う。

6 施工上の注意

- (1) 施工、調整及び保守点検については、防犯カメラ設置工事を熟知しているものが施工すること。

- (2) 受注者は施工前に発注者が指定した電柱等の現地調査（取付点・撮影方向等）を行い、発注者に設置の可否を調査資料に基づき説明すること。なお、発注者が指定した電柱等に設置困難又は発注者の指示に沿わない場合、受注者は代替箇所を発注者に提案し、協議の上設置箇所の決定を行うこと。
- (3) 電力会社等が所管する柱等に共架する場合は、発注者の指定する電源ボックス設置箇所に、箱体を設置の上で必要な電源工事を行うこととし、事前に許可を得ること。なお、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請については、受注者により行うこと。
- (4) 家屋等が画像に写りこむ場合は、発注者と協議の上、マスキング等により対策を講じることができること。
- (5) 防犯カメラ、防犯関連設備付属機器及びケーブル（地下埋設ケーブルの場合も含む）は、別に定める各機器の機能を有し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に該当する大きさの機器を使用することとし、機器やケーブル等の設置方法、位置及び場所に関しては発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。
- (6) 施工中は、通行及び居住者等に迷惑をかけないように十分留意すること。施工にあたり、必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。なお、施工中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (7) 施工中の資材及び撤去品等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (8) 機器の設置工事は、原則として平日9時から17時までとする。
- (9) 発注者はインターネット光回線を用意し、受注者は当該回線を使用し、システム構築をすること。
- (10) 本仕様書に明記しないものであっても、施工上当然必要とするものについては、受注者の責任において施工すること。

7 材料

- (1) 使用材料は日本工業規格（JIS）のあるものはそれを使用すること。それ以外の機器については、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ、社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (2) 貸与品、撤去品及び現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付の上行うこと。

8 施工完了時

- (1) 受注者は、3項(2)の必要書類を発注者に提出し、完了報告を行うこと。
- (2) 発注者は、設置された防犯カメラ及び提出された書類等の検査を行う。
- (3) 発注者は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行う。

9 費用負担

(1) 次の費用については、すべて受注者が負担すること。

ア 機器の搬入及び搬出に係る費用

イ 機器の設置、調整、検査、及び申請に係る費用

ウ 機器の取扱いに関する説明及び研修に係る費用

エ 設置期間中における電気料・共架料金

(2) 令和8年11月以降に発生する電気料金及び柱等の共架料は発注者が負担する。

第三 システムの仕様

1 機器設置場所及び数量

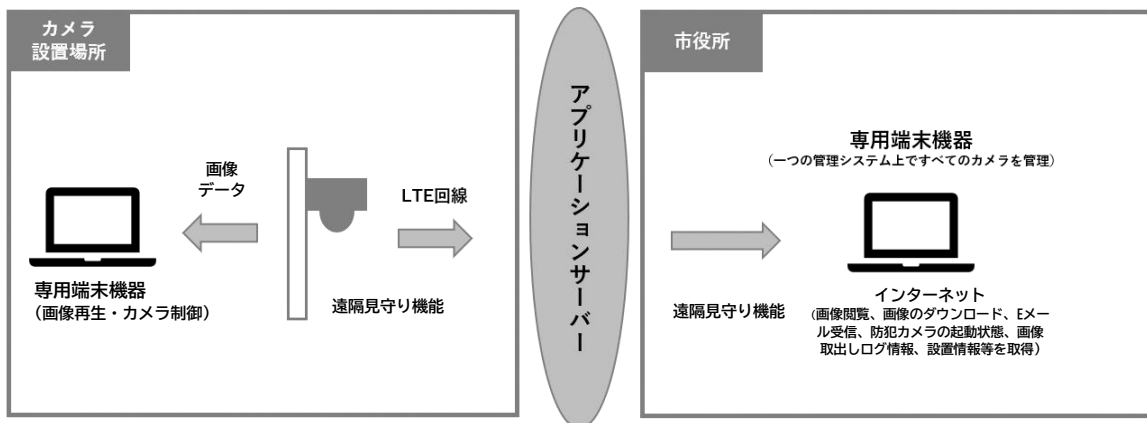
防犯カメラ及び告知板の設置場所は、契約時に発注者が指示するものとする。

設置場所	品名	数量
市内一円	防犯カメラ（記録媒体一体型画像記録装置）	10台以上
市内一円	告知板	10枚以上
市役所	専用端末機器（ノートパソコン）	1台

2 システムの設計条件

(1) 概要

導入する防犯カメラに係る遠隔見守り機能の構成は、次のイメージ図のとおりとする。



(2) 遠隔見守り機能

ア 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断など、カメラ本体の起動状態が変化した際や無線LANの利用による録画画像の取得した際などに、通信回線を通じて、指定のメールアドレスへの電子メール発信等を行うことができること。

イ アプリケーションサーバーには、過去2年分以上の履歴データを蓄積すること。

ウ 全て又は指定した防犯カメラの履歴情報（上記イの過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してCSVファイル形式でダウンロードすることができること。

エ 全て又は指定した防犯カメラの履歴情報のうち、指定する期間の履歴のみを一括してCSVファイル形式でダウンロードすることができること。

オ 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等の際に発信された信号（電子メール）が受注者に届いた場合は、速やかに必要な対応を行うこと。

カ 無線LANの利用による録画画像の取得の際に、通信回線を通じて信号を送信する場合は、防犯カメラへのアクセスに利用した専用端末機器の情報も含めたものとする。

キ サーバーから発信される電子メールのメールアドレスは、5つ以上指定することができること。

ク 無線LANの利用による録画画像の取得の際に送信される電子メールのメールアドレスは、それ以外の要因により送信される電子メールアドレスとは異なるメールアドレスを指定することができること。

ケ 遠隔見守り機能を持つ複数の防犯カメラを一つの管理システム上で全てのカメラを

管理することができること。

コ 防犯カメラ本体の録画画像を、庁舎等の遠隔地からアプリケーションサーバーを経由し、確認及びフルHD画質でダウンロードすることができること。

サ 防犯カメラ本体に搭載されているLTE通信用のSIMデータ量（1台当たり2GB以上）を確認でき、また他に設置した防犯カメラ（設置年度が異なる場合を含む）に共有（20GB以上）することができること。

(3) 保守及び補償等

ア 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、すべて受注者の責任において実施すること。

イ 保守を円滑に実施するため、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。

ウ 本仕様により設置したすべての機器について、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。

エ 本仕様により設置した機器が引渡後1年以内に障害が発生し、修理が必要となった場合には、速やかに修理を行うこと。

オ 設置後7年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。

カ 設置する機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に発注者に提供すること。

キ 落雷、火災、破損による防犯カメラ機器の損害を長期保証（7年間）に加入することで防犯カメラ機器の修理を無償とすること。

ク 保守点検は、年1回の防犯カメラの点検及び清掃を7年間実施すること。

(4) カメラ機器とシステム機器との接続構成

防犯カメラと専用端末機器は無線LAN方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。画像・制御の伝送は、画像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(5) 防犯カメラ本体の時刻

防犯カメラ本体の時刻は、年差±10秒以内の精度を保つこと。また、防犯カメラ本体の時刻の自動補正機能が故障した場合において、遠隔見守り機能又はGPSアンテナ等を用いることにより、その故障が長期間に渡って放置されることがないようにすること。

(6) 屋外設置機器使用条件

屋外に設置する各機器（GPSアンテナ等）は、次の使用条件で動作すること。

使用温度 -20℃～50℃

湿度範囲 80%以下

風速 40m/s以下（瞬間最大風速60m/sでも耐えられる設置をすること）

(7) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造であること。なお、カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

ア カメラはケースに収容し、防水・防塵（IP66程度）・着氷雪対策を行うこと。

イ 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与え

ないよう保護対策を講じること。

ウ 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。

エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(8) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じ、発注者の承認を得ること。

(9) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はAC100V又はAC200Vとする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないようにすること。

(10) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(11) セキュリティ

本システムにおいて扱う画像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア 防犯カメラはMACアドレスフィルタリング機能及びWPA2-PSK(AES)を採用し、第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び画像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ 防犯カメラは指向性アンテナの利用、アンテナの向きの調整、出力の調整等による電波の伝搬範囲の制限が可能な機能を有すること。

エ 防犯カメラはアクセスポイントを介しての通信が必須であり、端末間での無線通信が不可能であること。

オ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

カ データの検索・閲覧、機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

キ 遠隔見守り機能のシステムのネットワークに係るそれぞれの連携については、暗号化処理やパスワードの設定により、容易には窃盗できない仕様とすること。また、サーバーへのアクセスに使用するパスワードは、15桁以上で設定することができること。

ク LTE回線及びインターネット通信を利用する際、画像データ、制御データ等の伝送にはVPNを実施し、通信経路の秘匿性を確保すること。

ケ 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃を防止するため、LTE通信時には固定グローバルIPを使用しない構成とすること。

コ 画像の確認にあたっては、URLの複雑化(難読化)を行い、第三者による特定や不正アクセスを困難にする措置を講じること。

サ アプリケーションサーバーには、画像データを保存しないこと。

シ アプリケーションサーバーに保存されるデータは、ストレージレベルで暗号化されていること。

ス アプリケーションサーバーは、国際的なセキュリティ基準(各種認定基準等)に準

拠した強固なインフラ上で運用されていること。

セ アプリケーションサーバーの冗長化及び稼働率99.5%以上を目標としていること。

ソ 防犯カメラ本体の通信モジュールは、基盤化し本体に組み込むことにより、その取り外しが困難な作りとすること。また、防犯カメラの盗難の際などに、遠隔操作により通信モジュール単位で通信の停止処理が可能であること。

タ 防犯カメラの記録媒体に保存された画像は、専用のソフトウェアを用いて再生するものとし、そのソフトウェア以外では再生ができないものとするとともに、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。

チ 防犯カメラで撮影した画像ファイルには、パスワードが自動で設定される仕組みとするとともに、メーカーの独自フォーマットで記憶媒体に保存するものとし、その専用のソフトウェアが必要となる仕組みとすること（防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること）。

(12) 防犯カメラ及び画像記録装置

防犯カメラ及び画像記録装置（SSD等）は、公益社団法人日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用すること。また、GPS等による標準時刻に同期して記録する機能を有する構成とすること。

第四 機器の仕様

1 防犯カメラ

(1) カメラ部

ア 要求する機能の定義

防犯カメラは街頭に設置し、状況を把握するための画像を取得する機器である。屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型のドーム型構造であり、LTE通信機能及び無線LAN方式で画像を専用端末機器（ノートパソコン）に伝送することができること。

イ 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ部（固定）	撮像素子	1 / 2. 8型プログレッシブ方式のCMOS相当であること。
		有効画素数	1920×1080相当以上であること。 (200万画素以上であれば可)
		最低被写体照度	デイナイト機能を有し、カラー0.05Lxであること。赤外線投射時0.00Lx
		赤外線投射機能	赤外線投射距離は30m、同機能をON/OFFできること。赤外線はカメラ内蔵とする。
		フリッカー防止	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
	レンズ部	画角	広角最大時、水平50°以上、垂直38°以上であること。また、画角を調整する機能を有すること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状であること。
		防塵防水性	IP66以上であること。
塗色		事前に承認を得ること。	

ウ その他

(ア) 防犯カメラ運用開始日から7年間、システムを利用できる権利を提供すること。このシステム利用権には、通信機能、画像伝達機能、遠隔見守り機能、ソフトウェア利用機能、長期保証、保守点検、その他システム運用に必要な機能が含まれ、この対価は契約金額に含まれるものとする。

(イ) 工事引渡時点において7年間のシステム利用権を付帯した完成品として引き渡すこと。

(2) 画像無線伝送装置

機器性能と仕様

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって5.6GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。

(3) 画像記録装置

ア 要求する機能の定義

画像記録装置は、街頭に設置する防犯カメラの画像情報をデジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。

イ 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵メモリ (SSD)	容量	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの画像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録でき、かつ、この画質で防犯カメラの画像を順次書き更新しながら、10日間以上記録できる容量を有すること。 録画装置はSSDであることを前提とし、SDカードを利用する場合は産業用のSDカードを前提とし3年以上交換不要である機種を選定を行うこと。
	記録方式	画像解像度	1920×1080以上に対応すること。
		圧縮方式	H.265、H.264に対応すること。
	通知機能	機器異常時	<ul style="list-style-type: none"> 故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。 遠隔見守り機能
その他	<p>(1) 時刻の自動補正機能 GPS等による標準時刻に同期して記録する機能を有すること。</p> <p>(2) プライバシー保護機能 マスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ1台毎に8か所以上を任意に指定できること。</p> <p>(3) カメラの外寸 高さ300mm以内とする（付属物がある場合は、それも含めて記載の範囲内とすること。）</p> <p>(4) カメラ番号等 カメラには、通し番号を付番するとともに、設置者をシール等にて貼付することができるよう発注者と事前に協議すること。</p> <p>(5) 優良防犯機器認定制度（RBSS制度） 防犯カメラ及び画像記録装置（SSD等）は、公益社団法人日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用すること。</p>		

2 専用端末機器（ノートパソコン）

(1) 要求する機能の定義

収集される画像情報のモニタリング、防犯カメラの制御（ズーム）及び画像が記録された媒体等に蓄積された画像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

(2) 機器性能と仕様

7年間の使用を考慮した上で、ネットワーク対応が可能であり、かつ5.6GHz帯に対応できること。

区分	品目	仕様等	
本体	本体	機能	防犯カメラに無線LAN方式（2.4GHz帯及び5.6GHz帯の両方に対応）でアクセスの上、次の①、②を行うことができること。 ①防犯カメラの画像記録装置に記録されている情報について、任意の画像を検索・再生できること。 ②防犯カメラの制御（ズーム）ができること。
		OS	Windows 11（64bit）
		CPU	Intel Core i5（第8世代以降）以上
		メモリ	16GB以上
		ストレージ	SSD 256GB以上
		インターフェース	USB 3.0ポート2カ所
		バッテリー	駆動時間 約6時間以上
		質量	1.5kg以下（バッテリーパック装着時）
		充電方式	ACアダプタ及びUSB-PDによる充電に対応すること
		表示部	サイズ
	解像度		1920×1080以上
	表示色		1000万色以上
	外部記録媒体	画像取り出し	カメラ内蔵メモリに記録された画像（動画及び静止画）の任意の部分、USBメモリ等汎用的な媒体に記録できること。

3 告知板

- (1) 告知内容は、ふじみ野市が設置した防犯カメラが作動中であることを示すこと。
- (2) 防犯カメラ設置場所近辺に、1カ所につき1枚以上の告知板を設置すること。
- (3) 告知板の材質、形状、寸法等の詳細については、発注者と事前に協議すること。

4 追加機能・独自機能

これらの機能以外で犯罪抑止活動に効果的な機能については、発注者に提案し、施工前に協議すること。